

第5章

D○段階の公共建築整備

(計画・設計・施工)



D○段階においては、次の事項に配慮をします。

計画段階では、整備される公共建築を、地域性、機能性、安全性、環境、保全性、経済性に視点をおいて考慮します。設計段階では、確立したコンセプトに基づき設計を行います。既に施設の概要、予算、運営方針等は概ね決定されておりますが、より良質の公共建築整備を進めます。



1 立地

(1) 敷地条件

計画敷地が決定し、設定された与条件を反映するために次の事項等に関し、確認、調査、協議を行います。

- ①制約法令、条例等との整合を図る。
- ②周辺環境への影響を調査し、関係する機関、地域住民と調整を図る。
(自然環境の他、地域性や景観等にも配慮する)
- ③地質、水域からの高さ、周囲の状況、接道状況を把握する。

(2) 景観

近年、歴史や文化・風土など地域の個性を重視しながら美しい国づくりを進めるため、景観法が制定され、地域における景観の保全や再生など、各種景観形成に係わる施策が重要となってきています。このような状況の中、公共建築は都市空間を形成するうえで重要な要素であり、地域特性を活かした個性豊かで魅力ある景観形成と施設整備が求められています。

①景観関連計画との整合

景観法に基づく景観計画や※静岡市景観形成ガイドプランにおける基本方針を理解し整合を図り、計画地における地域の景観特性などに配慮します。

②周辺公共事業との調和・調整

まちなみを形成する先導的役割を担うものとして、周辺環境や建物との調和や、道路・公園などの公共事業を十分に認識し相互の連携を図り、公共空間として一体的整備を進めます。



公園と小学校グラウンドを一体的に整備

※静岡市景観形成ガイドプラン

景観緑三法の施行を踏まえ、これからの景観行政を効果的に進めていくための指針。自然、伝統、都市や活動による美意識を認識し、市民、行政が協働により景観づくりを進めていく考え方を示している。

③地域特性を生かした施設づくり

樹木、水辺等の自然条件や地形を生かし、地場の素材や風土に馴染んだ樹木・草木等の素材活用など地域特性を生かした整備を進めます。



④ゆとりと潤いのあるアメニティ空間づくり

敷地周囲への緑化、エントランス広場やアプローチ空間、建物のセットバックなど敷地に開放感溢れるオープンスペースを設け、夜間のライトアップ演出などゆとりと潤いのある都市空間を創出します。



⑤地域のシンボル、ランドマークとなる施設づくり

まちなみと調和した色彩や建物のファザードなど、デザインの質的向上に努め地域のイメージアップに貢献します。また、地域の民間建築をリードする立場から地域のランドマーク、シンボルとしての施設づくりを目指します。



しずおかの景観 公共建築物の役割

静岡は、住んでよし、訪ねてよし、住みたいと思う街の魅力の創出

懇話会委員 東 恵子

環境問題への認識や持続可能な社会への意識が高まるとともに、人口減少期への移行を控え、都市のあり方も転機を迎えている。世界的な都市競争が進むなかで、都市静岡は、「地域が育て世界に挑む創造型産業のまち」として「商業の集積や清水港などのすぐれた産業経済基盤と大都市効果を活かすとともに、ひと、もの、カネ、情報等の交流により新しい価値を産み出し、世界に通用するオンリーワン型産業や人材の集積するまちをつくっていくこと」を基本構想のひとつに挙げている。

その都市基盤として不可欠なこと、それは、都市が美しくなる、人が住みつく、企業が立地する、美しさを求めて人が訪ねてくる、街がすみずみまで生き活きする。そういう循環をめざした都市、その地域の資源を活かして魅力ある都市を人々の力によってつくりだせるか、街づくりの感性が今、問われている。機能や利便性に加え、快適さ、うるおい、さらには風格が、住んでみたい、訪ねてみたいと思う都市の必須になってきている。「食」「遊」「住」の合わさったアメニティの高いコンプレックス（複合）機能、「おしゃれな」「あか抜けた」「洗練された」都市空間が求められるであろう。グローバル化が進めば進むほど相違点、多様性、特殊性が都市の魅力を作り出し、住む人のアイデンティティをつなぎとめる。日本の中央に位置する静岡市は、南アルプスから景勝三保の松原に代表される駿河湾に至る広大な市域に、中山間地、農地、都市、河川、港湾、海岸線など多様な地形が拡がり、全国有数の温暖地域がもたらす多様な地域特性をもつ、豊かな自然をはじめとする地域資産の存在と、それを活用して先人が築きあげてきた営みの集積、長い歴史と文化的蓄積や優れた人材の集積がある。

自然と調和した風格ある美しい都市景観を創出し、都市アメニティの向上を図り、人と自然の共生による、美しい自然と調和した人工景観を創出することが、次世代に継承する資産と考える。



2 機能性（だれのために、どのように活用されるのか）

（1）利用者の立場から

本来の目的機能（基本機能）を確保したうえで、利用者それぞれの立場から、安全、快適に過ごせる機能を充実させるよう配慮します。公共施設は、誰でも利用したり訪れることができますので、すべての人が一人でも利用できるやさしい空間であることが求められます。



①ユニバーサルデザインを配慮する

ユニバーサルデザイン（UD）の考え方では、障害のある方や高齢者、乳児などばかりではなく、すべての人を対象者としています。「だれでも、自由に、安全に、楽に、使いやすく」という考え方を踏まえ、身体的状況、年齢、国籍などを問わず、すべての人が自由に社会参加できる施設整備を進めます。また、計画の早い段階から利用者の意見、要望を取込むことが大切であり、※スパイラルアップを進めることが重要です。

②連続的なバリアフリー化を行う

ハートビル法、交通バリアフリー法の一体化に向けて、一つの公共施設内だけのバリアフリーから、列車、駅、道路、公共施設、民間施設、駐車場など連続した整備を考慮します。施設内においても動線以外にも配慮し、室内での活動が支障なく行えるようにします。



公共道路 → 公共施設を連続的に一体整備します。

※スパイラルアップとは

企画段階から評価段階に至るまで段階ごとに利用者が積極的に参加することで、この参加により得られたものを共有化し計画に活かすこと。

③既存施設のユニバーサルデザイン

既存施設の保全改修においては様々な制約が生じており、UDの考え方を理解し、実際の使用を想定し工夫した対応を行います。



実際の使用状況を考慮したい。



既存施設にスロープ、手摺、防滑を施す。

(2) 使いやすさから

UDの考え方に配慮した、移動、行為、情報、快適性の視点から、利用者が使いやすい施設整備を進めます。

①移動する（屋外）

「歩行者の安全性と利便性の確保」

- ・歩行者と車両の経路を分離し、できるだけすべての人が同じ経路で移動できることが望まれます。

(城東保健福祉エリア)
敷地内にバス停を設置し
道路を横断せず施設内へ
入ることができます。



②移動する（屋内）

「わかりやすい空間構成」

- ・初めて訪れる人が、一人で目的の箇所へ行くことができる施設を整備します。
- ・シンプルな動線（最少の曲がり、昇降）の構成、明確なサインの設置を行います。



施設内の廊下見通し状況

「円滑な移動の確保」

- ・ゆとりの空間設定（出入口の構造・幅、通路スペース）を行い、上下方向の移動には、階段とエレベーター及びエスカレーターを、自由に選択ができるように、同一場所に近接して設置します。

（駿河区役所）
エスカレーター、階段、
奥にエレベーターを配置。



③行為（利用する）空間

「だれもが使用可能な寸法、形状等」

- ・室内構成、設置高さ、機器やスイッチ等の設置位置や形状に配慮します。
- ・利用者へのサービス提供や、職務能率向上を図るために、職員執務スペースについても考慮します。

「操作のしやすさ、わかりやすさ」

- ・利用者、施設管理者共に、設備等の操作がわかりやすく安全に行えるように、操作しやすい大きさ、形状等に配慮し、誤操作を防ぐ表示類も設置します。



（城東保健福祉エリア）女子トイレ内に
男児用便器を設置し母子での使用に配慮

④情報

「わかりやすい情報提供」

（表示方法）外国語表記、ローマ字併記、ふりがな、ピクトグラム（絵文字）、点字、音声案内等を組み合わせ、利用者の利便性向上を図ります。

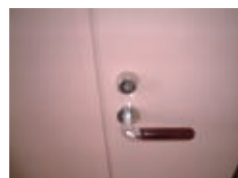
（視認性）目に付きやすい設置位置、色彩、コントラスト、形状を工夫します。



(3) 快適性 (快適空間の創造)

利用空間が、光、音、熱、空気、などに関して快適な環境であり、それを維持することができる建築物、設備配置等に配慮します。

- a. 光 自然光 (開口部) の活用
照明器具の適正配置 (照度、台数)
- b. 音 防音仕様 (音楽活動等の利用) (外部騒音遮音)
放送設備 (設置箇所と音量)
- c. 臭気 換気装置 (各種教室など臭いの施設内拡散を防止)
- d. 振動 防振対策 (利用用途により施設内への伝搬防止)
- e. 熱 気密建具 (結露防止)
断熱 (冷暖房効率向上)
ヒートアイランド対策 (屋上緑化)
- f. 空気 シックハウス対策 (24時間換気)
喫煙対策 (分離から隔離、禁煙)
利用者数に応じた換気量
燃焼排ガスの上階への流入防止
- g. 衛生 除菌、自動水栓 (非接触)



静岡は「あたたかさ」を個性に（あたたかな街づくり・人づくり）

懇話会委員 青野 全宏

「誰もが使いやすい公共建築」「あたたかさ」をイメージし、今回、静岡市公共建築整備指針策定懇話会の委員をさせていただきました。全国各地で、「誰もが住みやすい街づくり」を目指して取り組んでいますが、基準をクリアすることが重視され、何か冷たさのようなものを感じています。本当に使う人の身になって考えられたものだろうかと疑問を持つことがあります。

静岡は、温暖な気候で自然が豊か、人柄が温厚というように、自然環境と長い歴史の中で築き上げられてきたものであり、住みやすさの要素として静岡の誇れるものであり、自然と歴史が創ったユニバーサルデザインのようなものだと思います。行政が、積極的に多種多様なニーズを受け止め、追求する姿勢をもって街づくりをすることで、静岡の個性、独自のアイデンティティを感じさせる街づくりがなされ、ユニバーサルデザインの理念を追求していくことが静岡らしさを演出することにつながるのだと思います。

残念ながら、今までの静岡市には高い目標を実践するための基準や指針がありませんでしたし、市民の思いを活かせる場も数少ないのが現実です。今回の整備指針がきっかけとなり、静岡市の街としてのクオリティーを高める市民参加プロジェクトやアイデアを公募するシステムができれば良いと思います。市民の持つ繊細な視点や日々の暮らしから生み出された工夫を、公共建築物に取り入れて「あたたかさ」の感じられるものにすることが、静岡らしさを個性に高め、他に類を見ない街としてプライドを持って世界と対等な交流ができる存在となるのではないのでしょうか。

静岡市は政令指定都市となり、3行政区がそれぞれ独自の地域性を持っております。その長所を活かすことによって、幅広い様々なニーズを取り込むことができます。そのためにも、各区で市民が考える街づくり思考を積極的に取り込み、新しい政令指定都市のモデルとして価値あるものとする責務があると思います。



3 安全性（だれもが安心して利用できる施設）

（1）災害に強い施設

①自然災害に強い

地震、浸水、暴風雨などから市民を守る性能、機能を有する施設整備。

②耐震性の確保

建物構造の耐震性はもちろん、建具（強化ガラス、窓サッシ脱落防止、耐震ロックなど）、器具（転倒防止、安全装置）、保管物（特に薬品、危険物）による被災回避を図ります。

③耐火性・防火性の確保

施設の耐火性、防火性を向上させ、かつ安全な避難経路が確保され災害時に安全な避難が行える防災、避難設備を設置します。しかし、施設、設備面だけでは十分な対応ができずに人的対応を必要とする場合もあり、非常時の避難情報伝達、避難誘導にも配慮した整備を行います。

④ライフラインの確保

- 給水 （受水槽、配管の耐震化を行う）
- 排水 （一時的な排水貯留先を検討する）
- 電気 （自家発電設備を設置する）
- ガス （緊急遮断、管材質を考慮する）
- 電話 （災害時非常電話設備を検討する）



給水系統のフレキシブル継手

（2）防災機能（災害応急対策活動の拠点となり、避難所になりうる）

①避難地として（学校や公園など施設が避難地となった場合を想定する）

- ・施設内への安全な避難通路、物資搬入ルートの確保。
- ・救護活動スペース、非常給水及び仮設トイレ設置場所の確保。

②災害活動拠点として

- ・施設が活動拠点となり、本部との連絡通信機能が確保できる。
- ・備蓄品、防災機器を確保できる。

（3）防犯（セキュリティ）

防犯面においては、「自由な移動」と「防犯性の確保」を両立しなければなりません。特に、学校、保育園など立場の弱い人が活動している施設では門扉など外構施設を含め、安全性を考慮した建物配置を計画し、施設内では緊急時の通報システム（情報提供、状態把握、危険感知、緊急連絡など）の整備を検討します。

静岡市における自然災害について

大雨 時間最大降雨量113mm（2003年）

日最大降雨量 368mm（2004年）

集中豪雨 昭和49年七夕豪雨（旧静岡降雨量508mm）は、多くの死者、家屋損壊、浸水被害をもたらした。これを機に大谷川放水路、麻機遊水地、各貯留施設整備を行うこととなった。

河川氾濫 巴川水域以外にも、市街地開発に伴う中小河川、排水路等への急激な雨水流入により局地的浸水被害が発生し、地下設備に被害が及んだこともある。

雨水流出抑制

公共施設が、市民生活を浸水被害から守るべく雨水流出抑制を率先し行い、静岡市浸水対策推進プラン、静岡市開発許可技術基準等を参考に積極的に取り組むものとする。

地下貯留式、現地貯留式、駐車場兼調整池、浸透型流出抑制施設などが考えられ、立地条件、排水先等により、関係部局と協議を行う。

静岡市地域防災計画

災害対策基本法に基づき災害の予防と災害時の対策について総合的な対策の大綱を定め市民の生命、財産を守ることを目的とする。市が管理する施設等の地震防災応急計画などが示されている。



小学校グラウンドの貯留式による雨水流出抑制



既存建築物の耐震補強対策



小学校グラウンドに埋設された
非常用貯水槽（1万人3日分）

(2) 周辺環境に配慮する

施設建設による、周辺環境への影響を最小にとどめるため、騒音、振動、風害、排気、光害の抑制により配慮します。地域生態系保全も同様に、周囲の生態系に配慮することであり、生態系を新たに創り出すことも検討します。

①外部空間環境を整備する

- a. 植栽による区画（樹木にもメンテナンスが必要）。
- b. 空調機、ボイラー、ポンプ、コンプレッサー等の設置場所に配慮する。
- c. 施設の配置、向き、形状、仕上げ材を検討する。

②地域生態系保全に努める

- a. 既存樹木の保全、緑化率向上、水循環施設整備、生態系の育成を考慮する。
- b. 燃料の選択などにより、有害物質の排出を抑制し汚染防止を行う。

用語 サステナビリティ（持続可能性）

持続可能性とは、将来において利益を損失することなく、現在の環境を維持できる可能性を持っていることで、サステナブル建築とは、地域性や周辺環境に配慮し環境負荷を抑え、そのライフサイクルを通して生活の質を維持・向上させることができる建築物である。その評価手法として英国の BREEAM、米国の LEED など各国で策定されており、日本では建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）が策定された。新築時の CASBEE 評価届出、既存建物の資産評価などの活用が検討されている。

建築物総合環境性能評価システム（CASBEE）

より良い環境品質・性能（Q）の建築物を、より少ない環境負荷（L）で実現するための評価システム。

$$\text{BEE（建築物の環境性能効率）} = \frac{\text{Q（Quality）}}{\text{L（Load）}} \text{ により、評価する。}$$

環境品質・性能（Q）は、室内環境、室外（敷地内）環境、サービス性能により評価。

環境負荷低減（L）は、エネルギー、資源、敷地外環境により評価される。

5 安全性（将来の管理運営を管理者の立場で考える）

（1）長期にわたる保全

スクラップアンドビルドからストックの有効活用へとシフトされてきている中で、長期計画的な保全を行うことが重要です。

①ライフサイクルマネジメント

建物の計画から施工、運用さらに廃棄に至るまでの、一生涯にかかる費用と、価値や有効性との比較検討を行い、最大の効果を導き出す計画手法。 「総事業費の把握」

②ファシリティマネジメント

計画、設計、施工、運用、管理という業務を総合的に行う業務管理手法。

「各段階での改修、更新」

施設本来の用途が終了した場合は、建物を「再生」させる手法を検討します。

（2）保全計画をたてる

①計画時の保全計画立案

計画段階から、施設の運営開始後の保全計画を、事業目的、長寿命、機能性、柔軟性を基に設定します。

②メンテナンス

日常の容易なメンテナンス性を、計画設計段階で取入れ、施設管理者による安全性を向上させます。建築、電気、設備で共有した考えの保全機能を有する施設整備をめざします。



作業空間の確保が望まれる。



点検作業が容易で給水系統が明確である。

6 経済性(設計施工から保全まで、品質とコストを考慮する)

(1) 耐久性を確保する

公共施設を長く良い状態で使用するには、耐久性の良し悪しが結びついています。また、施設の使用年数、耐用年数を想定し耐久性を考慮します。

①使用材料の選定

素材の持つ特性を理解し、劣化、寿命、磨耗、仕上げ等を考慮し、使用材料を選定します。

②工法を選択

過去の実績や新たな工法を総合的に評価します。

③構造の検討

躯体の長寿命化、用途変更に対応できるデザインの採用を検討します。



仕上げを考慮し耐久性を向上させる。

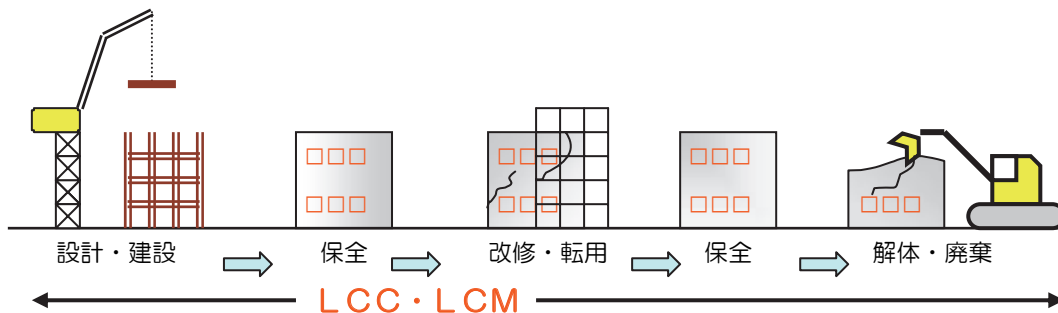
(2) 耐久性とコスト

建設コストを抑えるには、出来る限り標準化、規格化、簡略化されたものを採用することです。しかし、建物の一生で考えた時、建設時にかかる費用（建設コスト）より、運用後の維持管理、保全、修繕、解体にかかる費用（運用管理コスト）の方が多額になります。そこで、ライフサイクルコストと耐久性について検討を行います。

建設コストが上がっても、高品質のものを採用することにより、施設の長期耐久性が確保され長期使用を可能とします。

(3) ライフサイクルコスト（LCC）

施設の設計・建設から維持管理・保全・解体廃棄までの生涯すべてにかかる費用であり、コストを総合的に検討しなければなりません。また、施設の将来計画を基に目的等が将来変更、廃止される可能性がある場合、用途転換や耐用年数を考慮しておきます。（少子高齢化、過疎化など）



○この指針を作成するにあたり、次の文献を参考としました。

「官庁施設の基本的性能基準」「官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準」

（平成 18 年 3 月 31 日 国土交通省制定）

第6章

Check

・Action段階の公共建築整備

(評価・運用)

市民ニーズ、社会の変化に対応し、
長く市民サービス提供に貢献できる
施設整備及び運用を考慮します。



1 保全運用

長期的な保全計画を実践し、日常の維持管理を行うことで、公共施設が良好な状態で市民に活用されるように努めます。また、必要に応じ機能変更に対応するなど、効果的、有効的に活用されるマネジメントを行います。

(1) 保全計画の実践

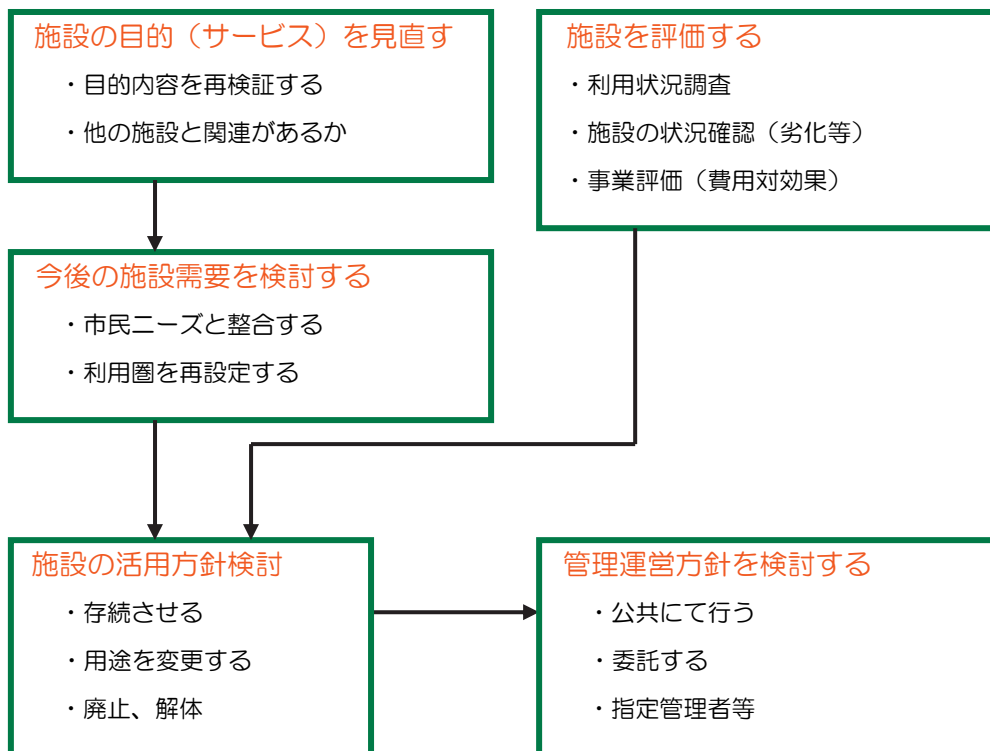
①ストックマネジメント

既存施設を有効に活用するため、ライフサイクルコストに留意し、施設管理の効率化、コスト縮減（施設の延命による）、環境負荷低減を図るものです。

今後、施設統廃合、過疎化、少子高齢化社会などにより、施設の需要が減少しストックの余剰が考えられます。また、定期点検の義務化により、保全業務を行う施設管理者の役割が大きくなってきます。

②アセットマネジメント

既存ストックの用途変更（コンバージョン）など、「資産」として効果的な保全、運用を総合的に行うことです。



(2) 維持管理

①管理者による維持管理

小破故障でもユニバーサルデザインでは安全管理に問題があります。

- ・ 保全情報の蓄積と保全計画への盛り込み。
- ・ 設備の故障による損失（業務停止、能率低下）を未然に防ぐ。
（電源設備、空調設備、電話設備、昇降機、給排水装置など）



換気装置などにより設備機械室の環境保全に努める。



給水使用量の変化も保全情報。

②委託による維持管理

法定点検、法定外点検、定期清掃など専門の知識、技能、器具を要する点検管理業務を外部委託するもので、結果報告に基づき保全作業、維持管理を行い安全確保、事故防止に努めます。



非常時の確実な稼動（発電機）の為に、定期的な点検、燃料の確認を行う。

参考 保全業務の形態

- ・ 事後保全 故障、不具合が生じた後、修理、交換により性能、機能を所定の状態に戻す。
- ・ 予防保全 故障、不具合の生じる前に、修理、交換により、性能、機能を所定の状態に維持する。
- ・ 定期保全 一定の決められた期間ごとに実施される保全。
- ・ 状態監視保全 定期的に監視し、不具合の兆候が一定の状態を超えた場合に修理、交換を行う。

用語 1：29：300の法則（ハインリッヒの法則）

労働災害の発生率を分析したもので、1つの重大な事故の裏には、29の軽度な事故や苦情があり、更にその裏には、300の当事者がヒヤッとした事例があるというものです。

日常の異変や市民からの情報を見逃してしまうことが、大きな事故につながることもあります。

市民の「自覚」とそれを促す「しかけ」

懇話会委員 鈴木 啓子

これからの公共建築を形成していく主役は市民である。従来のように、公共建築＝行政がつくるもの、という考え
方から、自立した市民一人ひとりが行政や学識者、社会組織と協力し合い作り上げていくのがこれからの公共建築
の在り方である、と思う。出来上がった公共建築や施設に対し、「良い」「悪い」の判断を下したり、「無駄な公共施設
は造らないでほしい」というような、消極的な関わり方ではなく、自分達が必要とする施設を自分達で作りに
上げていく、という「自覚」がこれからの市民には求められるのである。

そのためには、公共建築を語る前に、まず、市民が「自分達の地域を知る」ことが大切であると思う。

以前イタリアのミラノ市で次のようなイベントが行われた。ある週末の2日間、ミラノ市内の全大学10校を一般市
民に開放したのだ。各大学間はシャトルバスが運行し、参加者は予約の必要なしに、好きな箇所から自由に見学で
き、プロのガイドの丁寧な説明が受けられる。この参加費用は全て無料。大学進学を控えている若者だけではなく、
彼らの親の世代、さらにはその前の世代まで参加し、通常、週末は静かな大学のキャンパスは、2万人の人で溢れ
かえった。そして、2日間の最後は国立音楽院でのコンサートでしめくりだ。知的好奇心をそそりながら、決して気
難しい方法ではなく、楽しみながら自分達の教育文化について知る、そのしかけが大変イタリア的ですっかり感
心させられた。このイベントは市の文化的・社会的・経済的發展を市民に理解してもらうため、内容を変えて行われ、
それに対して市や電力会社・銀行・一般企業が援助しているという。このようなイベントは「自分達の地域を知る」た
めの大変有効な方法であると思う。

真の公共建築を形成するためには、一人ひとりの市民が、地域を多様な側面から理解し、日々変容していく環境
や、多様化されたライフスタイルと価値観を「自覚」することが必要であり、行政側としては、この市民の「自覚」を促
すような施設や上記に挙げたような「しかけ」をつくる、その音頭をとっていきることが大きな役割といえるのではないだ
ろうか。それらの計画には、必ずしも行政だけでなく、地域に貢献している公共団体や一般企業も参加するべきだ
ろう。公共建築は地域と住民を結びつける絆である。静岡の豊かな自然や資源の蓄積を、市民が共有し、知恵を出
し合って活用する。公共建築はそれを実現するための場であって欲しい。



2 フィードバック

「結果を修正のため計画に戻す」ことを意味し、費用と効果、事業の有効性の評価。

(1) 評価を反映させる。(建設に関わる者及び管理者、利用者の評価)

計画段階では目的、効果、有効性等を検討（事前評価）し、設計・施工段階では、施工性、安全性、経済性等について検討、運用段階では管理者や市民から評価、意見を収集（事後評価）し他の計画、次の計画に反映させます。

用語 VE (value engineering)

機能とコストの対比により最適な価値 (value) を求めるもので、各段階において取り組まれるものです。例として、設計時におけるVE（設計VE）では、建設費と合わせライフサイクルコストを考慮した経済性と、必要な機能を確保することを目指すものです。

(2) 情報のデータベース化

評価を当施設の保全計画に反映させるデータとし、また蓄積することで公共施設全体の整備計画に活かされるものです。

ツール

静岡市公共建築物計画保全支援システム

市有建築物の設計、保全情報、を市内LANによりパソコンから閲覧することができ、図面や工事履歴などを確認できるシステムです。

静岡市建築保全ガイドブック

施設管理者をはじめ利用者等に、公共施設を長く大切に使用してもらうために作成した保全の手引きです。

資料編

目次

- 1 公共建築整備指針策定経過
- 2 策定懇話会設置要綱
- 3 公共建築に関するアンケート調査結果
- 4 静岡市公共施設建設年表



1 公共建築整備指針策定経過（懇話会・作業部会）

①市民アンケート調査

指針策定にあたり、市民の声を反映させるべく公共建築に関する市民アンケート調査を実施しました。（次項 調査結果参照）

②策定懇話会・作業部会開催

庁内各部局18課から構成された「公共建築整備指針策定作業部会」を設置し、事務局と指針案策定作業を行ない、学識経験者など7名で構成された「公共建築整備指針策定懇話会」での審議・調整を経て、原案としてとりまとめを行いました。

（開催経過）

H17年 7月 アンケート調査
6月 第1回懇話会
7月 第1回作業部会
7月 第2回懇話会
8月 第2回作業部会
10月 第3回懇話会
11月 第3回作業部会
12月 第4回懇話会
H18年 1月 第4回作業部会
2月 第5回懇話会



第1回策定懇話会

③懇話会委員名簿

氏名	役職	部門
川口 宗敏	静岡文化芸術大学大学院教授	都市計画
青野 全宏	社会福祉法人ピロス施設長	福祉・UD
東 恵子	東海大学短期大学教授	景観・環境
杉山 廣	(株)サン設計事務所	建築
山森 繁	山森建築設備設計事務所	設備
中嶋 壽志	(財)静岡経済研究所理事	産業・経済
鈴木 啓子	市民	インテリアデザイナー

2 策定懇話会（作業部会）設置要綱

静岡市公共建築整備指針策定懇話会要綱

（設置）

第1条 静岡市は、公共建築整備指針の策定にあたり、広く意見を求めるため、静岡市公共建築整備指針策定懇話会（以下「懇話会」という）を置く。

（所掌事務）

第2条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1） 公共建築の整備指針の策定にあたり、意見を述べること。
- （2） 前号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項。

（組織）

第3条 懇話会は委員7人以内をもって組織する。

（委員の委嘱）

第4条 委員は市民代表及び学識経験者等のうちから市長が委嘱する。

（委員の任期）

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第6条 懇話会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 懇話会の会議は、会長が召集する。

- 2 懇話会は委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 懇話会は必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（作業部会）

第8条 第2条の所掌事務について、必要な情報・資料の収集、その他の作業を行うため懇話会に作業部会を置く。

- 2 作業部会は、建築総務課長及び別表に掲げる職にあるものが指名する職員をもって組織する。
- 3 作業部会に部会長を置き、建築総務課長をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

（庶務）

第9条 懇話会の庶務は、都市局建築部建築総務課において処理する。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月21日から施行する。

別表（第8条関係）

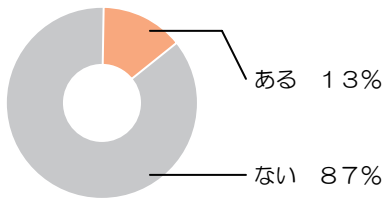
企画部企画調整課長 財政部財政課長 市民生活部国際課長 文化スポーツ部文化振興課長 環境部環境政策課長
福祉部福祉総務課長 保健衛生部保健衛生総務課長 病院局静岡病院病院建設課長 商工部観光課長
農林水産部農林総務課長 都市計画部都市計画課長 建築部住宅課長 建築部公共建築課長 建築部設備課長
土木部土木総務課長 消防部消防総務課長 防災部防災指導課長 教育委員会事務局教育施設課長

3 公共建築に関するアンケート調査結果

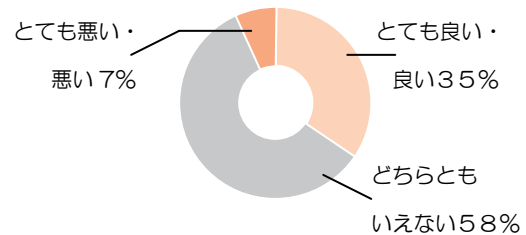
(調査概要)

- ・実施時期 平成17年7月
- ・対象 市政モニター100名
- ・目的 公共建築に対する市民の考え方、意見の把握

1 建築部 HP を見たことがありますか。



2 静岡市所有の公共建築物の印象はどうですか。



3-1 静岡市内で良い印象の

公共建築物はどこですか。

グランシップ
県立美術館・県立大学・県立図書館
県庁・駿河区役所
駿府匠宿・清水興津公民館（図書館）

3-2 静岡市外で良い印象の

公共建築物はどこですか。

浜松アクトシティ
エコパ
東京都庁
焼津ディスカバリーパーク

3-3 良いと思う理由は何ですか。

雰囲気、センス、景観が良い（37%）
デザインが良い（21%）

機能性が高い（19%）

4-1 静岡市内で悪い印象の

公共建築物はどこですか。

グランシップ
市役所・区役所・県庁
各市営住宅・各小中学校
各公民館・市民文化会館（静岡、清水）
日本平動物園・草薙球技場

4-2 静岡市外で悪い印象の

公共建築物はどこですか。

エコパ
浜松アクトシティ
東京都庁
浜松市役所

4-3 悪いと思う理由は何ですか。

雰囲気、センス、景観が良くない（27%）
利用者への配慮がない（13%）
コストをかけ過ぎ（10%）

デザインが良くない（6%）
機能性が低い（5%）
アクセス、立地が良くない（2%）

その他自由意見

地震に強いものに。デザイン性に富んだ建物に。贅沢はやめる。案内をわかりやすく。手摺を増やす。駿河区役所はいらない。用事は出張所のできるほうが便利。建物が古くバリアフリーに対応していない。真に必要なものを検討する。安心できる建物に。駐車場が少なく有料もある。気軽に利用できる環境をつくる。業者を吟味して欲しい。大切に使えるように。公共施設の PR をするように。市民が知らないうちにできたようなものはいらない。駐車場や交通の利便性について意見を聞くように。市職員全員がコスト意識を持つこと。作る必要性から議論するように。赤字を出し続けるものを作った責任をはっきりさせる。良いものを大切に長く使い続ける。本当に市民の要望で建てているのか。コンセプトをもって街づくりに臨む。建物の耐用年数にあった設備と内装品。体育館、会議場、イベントホールは増やす必要はない。すべての公共建築に静岡らしさを出すのは大変。簡単に寄れて利用しやすい施設を。人を楽しませるものが欲しい。ネーミング募集は良いことだと思う。ほんの一部の人が利用するものがある。新庁舎建設については、今の市役所近隣を議論してほしい。税金の無駄遣い建築物がある。安く良いものを作ることが重要。施設使用に制限が多く融通が利かない。使用手続きが不便である。斬新なアイデアでインパクトのあるもの。デザインが斬新だと入りづらいし、飽きる。駿河区役所は案内がわかりづらい。子育てをして移動に不便を感じるようになった。静岡は何をアピールするのか。どこに行っても同じような建物。シンボルになるものを。昔の良さを残す。古くてもメンテナンスをしっかりと。安全な塗料を使ってほしい。建っていても不自然でないもの。安全性を明確にしてほしい。建物の目的がわからないので宣伝や広告をする。HP は PDF ばかりでわかりづらい。未利用施設で地域の活性化を。空調のためかドアが閉まっていて様子がわからない。外部にも利用案内を。施設名がカタカナ+日本語は、何の施設かわからない。場所は重要で、利用しやすく集客できること。子供から高齢者まで幅広く対応。文化的要素をもつ施設。不便で立地条件が悪い。合併協議時の計画は特徴があり良かった。赤字の建物が多すぎる。コスト意識が必要。暗いイメージだったが耐震性などわかってきた。古いものを改修して「？」というものもある。所在地がわからない。利用者が限定されている。施設マップがほしい。清水区が見劣りする。静岡駅北口工事は知らないところで進んでいるし、車両優先。外観はオーソドックスでよい。自主防災のスペースがない。目的に合った適切な規模。人を呼び込む施設を。災害に強い公営住宅を。老朽化が目につくのは、市民の声が届かないのか、管理が悪いのか。統一感のあるまちなみ。エレベーター、エスカレーターが少ない。建物がバリアフリーでも道路が凸凹。IT 時代、新たな箱物を作る時代ではない。有効に利用されるか事前協議が必要。交通の便が良いのが一番大切。民間企業との共存メリットが明確でない。税金の使い道がはっきりしないなら良い公共施設を作ってほしい。駐車場の充実。必要なものを補修する。市のシンボルとなるものを。駿府公園に憩いの場を。利用の為のアクセス、駐車場がないと何の意味もない。いい公園がない(荷物があり駐車場がほしい)。静岡駅付近を一人で車椅子で通れる人は何人いるのか。一部の人しか利用できない。公共施設の外観に関心が無い。学校のトイレが汚い。東静岡駅に公共施設を作ってほしい。



4 静岡市公共施設建設年表

年 度	旧静岡市	旧清水市(旧蒲原町含む)	備 考
H01	巽櫓 青葉地下駐輪場 市立静岡病院 動物愛護館 競輪場メインスタンド 葦科複合施設(図書館・公民館他)※1 市役所本館改修 井川スキー場 西ヶ谷屋内プール	市立清水病院 蒲原図書館	静岡市制100周年 消費税導入
H02	東部複合施設(体育館・コミュニティー)※1 常盤公園	浜田公民館 蒲原東部保育園	静岡、志太市外局番統一
H03	西ヶ谷総合運動場	日本平球技場 船越公民館	インターハイ開催 バブル経済崩壊
H04	アイセル21※1 南部図書館・視聴覚センター※1 静岡ヘリポート 青葉シンボルロード	黒川キャンプ場 市立図書館移転新築	Jリーグ・エスパルス誕生 大道芸ワールドカップ開催
H05	駅北パーキング 看護専門学校 井川オートキャンプ場 ラペック静岡	折戸老人福祉センター 岡公民館 蒲原東部コミュニティーセンター※1 (体育館他)	
H06	JR静岡駅南口広場 湯の島温泉浴場 井川えほんの郷 さくらの園(障害者福祉施設)	清見潟公園スポーツセンター	清水市制70周年
H07	大里複合施設 (中学校・公民館・保険センター)※1 静岡音楽館AOI※1 新沼上清掃工場	清水マリンパーク 看護専門学校 蒲原保健福祉センター※1 (保健センター・児童館)	阪神大震災
H08	東御門 ツインメッセ静岡 リンク西奈(図書館・公民館)※1	蛇塚スポーツグラウンド なぎさホーム (障害者生活訓練施設)	静岡市中核市に
H09	オーク長田(図書館・児童館)※1 西ヶ谷野球場 サウスボット・静岡アートギャラリー※2 北部体育館・コミュニティーセンター※1 長尾川老人福祉センター	高部親水公園	静清バイパス開通
H10	葵スクエア JR東静岡駅前広場 登呂保育園	あすなろの家(養護老人ホーム) 西里温泉場	静岡清水合併協議会設置
H11	井川複合施設(医療、給食、高齢者福祉)※1 駿府匠宿 消防東豊田出張所・サービスコーナー※1 葦科保険福祉センター ワーク春日	やませみの湯 マリンターミナル はーとびあ清水(総合福祉会館) 清水飯田北保育園	大谷川放水路完成 清水ISO14001取得
H12	中島児童館 静岡老人ホーム 広野海岸公園	ふれあいの郷 (北部交流センター) 貝島スポーツグラウンド シーマック三保	「葵博」開幕
H13	ゆ・ら・ら(ふれあい健康増進施設) 竜南保育園 斎場新火葬棟 紅葉山庭園	清水テルサ ナショナル トレーニングセンター	
H14	大川複合施設(公民館他)※1 井川支所庁舎	防災センター・中消防署 産業情報プラザ 不二見公民館	静岡ISO14001取得
	葵区・駿河区	清水区	
H15	有度山テニスコート エスパティオ る・く・る(科学館)※2 北部複合施設(図書館・教育センター)※1 森下町自転車等駐車場	JR清水駅自由通路 清水港海づり公園 (メガフロート)	合併新静岡市誕生 わかふじ国体開催
H16	来・て・こ(高齢者福祉センター他)※1 エキパ(駅北口地下駐車場) 風電君(風力発電施設) ペガサート・御幸町図書館※2 わらびこ(葦科都市山村交流センター) 清沢公民館(幼稚園)※1	興津コミュニティー施設※1 (図書館・公民館) 興津坐漁荘 埋蔵文化財センター	新潟中越地震
H17	駿河区役所庁舎 城東保健福祉エリア※1	長崎スポーツ館 庵原野球場	政令指定都市移行 耐震強度偽装問題 アスベスト対策 静岡市・蒲原町合併(3/31)

(※1は、複合施設、※2は再開発事業)・(学校、住宅、企業局施設は除く)